

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の設置）に係る面談
2. 日時：平成28年12月27日（火）10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
日南川安全審査官、伊藤特殊施設審査官、小野係員  
安全規制管理官（発電炉施設検査担当）付  
宮崎検査技術専門職、田中主任施設検査官  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）  
福島研究開発部門福島研究基盤創生センター 課長 他3名

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社及びJAEAから、平成28年12月20日の面談におけるコメントについて、資料に基づき説明があった。
  - 放射性液体廃棄物の第1棟からの払出しについて、以下のとおり段階的に進めていくことを検討中である。
    - ✓ 当面の払出し先として、一時的に貯留するためのタンク等容器類の設備を、第1棟の運転開始から放射性液体廃棄物の払出しまでの間に設置する。
    - ✓ 一時貯留設備で放射性液体廃棄物を貯留している期間中に、放射性液体廃棄物の性状を把握し、処理方法を検討する。
    - ✓ 処理方法について、新規の設備を設置する以外に、既存設備の活用を含めて検討する。
- 原子力規制庁から
  - 主要配管以外の配管及び主要排気管以外の排気管を耐震重要度分類上のBクラスではなく、Cクラスの設計とする理由等を説明することを求めた。また、放射性液体廃棄物の払出し先の放射性液体廃棄物関連施設について、今後、必要に応じ、変更認可申請を行うよう伝達した。

#### 6. その他

資料：

- 第1棟の外壁について
- 放射性廃棄物の第1棟からの払い出しについて
- ポンプの異常警報の監視盤について
- 第1棟において供用期間中に確認するものについて
- 第1棟の建屋の工事に係る確認事項について
- 主要配管以外の配管及び主要排気管以外の排気管について